

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	庁舎使用許可の取消し		
根拠法令及び条項	地方自治法第238条の4第9項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市保健所施設管理及び目的外使用要綱第7条 (目的外使用許可の取消し) 第7条 所長は、目的外使用許可を受けた者「(以下「使用者」という。)」が次の各号のいずれかに該当するときは、目的外使用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) 使用者がこの要綱に基づく規則に違反した場合 (2) 使用者が目的外使用許可の条件に違反した場合 (3) 使用者が偽りその他不正な手段により目的外使用許可を受けた場合 (4) 管理に支障を及ぼすおそれがある場合 (5) 所長が施設を緊急に使用する必要があると認める場合		
	処分基準 設定年月日	平成26年 7月17日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	健康部保健所保健総務課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。